

第1号事業の指定有効期間の考え方

○第1号事業の指定を受けている事業者の分類

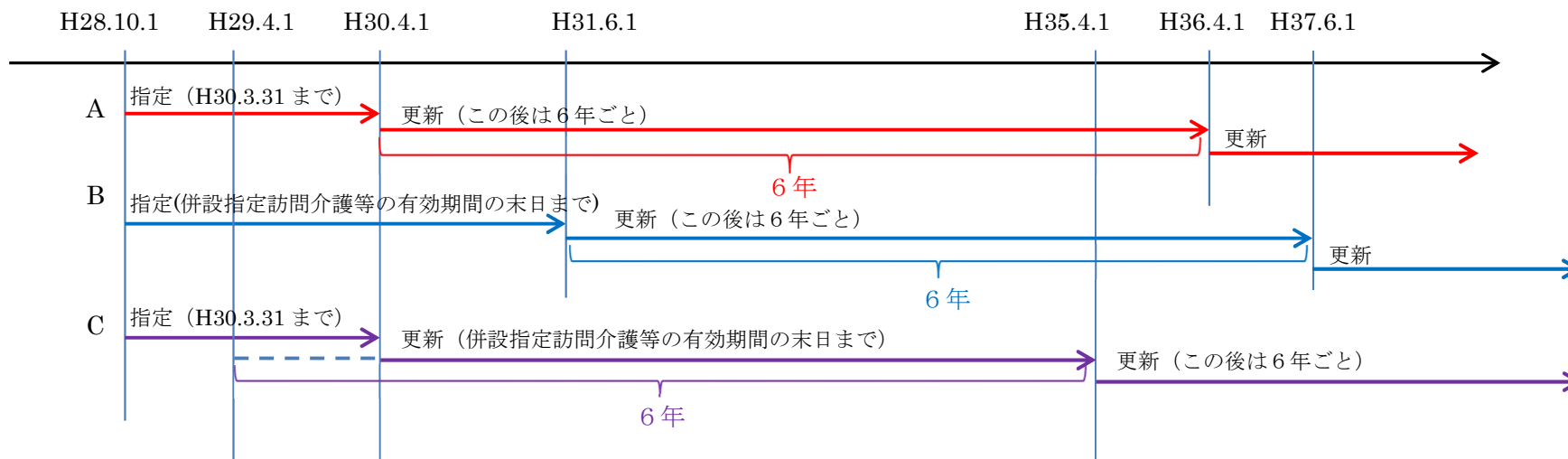
- ・新規の第1号事業者（みなし指定事業者ではなく、平成28年10月1日からの新規指定申請を行った事業者）
- ・みなし指定事業者（平成27年3月31日現在、指定介護予防訪問介護又は指定介護予防通所介護の指定を受けている事業者。それぞれ、第1号訪問事業又は第1号通所事業の指定を受けたものとみなされている。（医療介護総合確保法附則第13条）指定の有効期間は3年間（介護保険法施行規則附則第31条））

○指定介護予防訪問介護又は指定介護予防通所介護の指定・・・平成30年3月31日で終了

○第1号事業の指定の有効期間の考え方→原則として6年ただし・・・

- ①なるべく、併設の指定訪問介護事業所又は指定通所介護事業所と更新時期をそろえたい。
 - ②平成28年10月1日から平成30年3月31日までは、なるべく更新手続きを行わなくて済むようにしたい。
- ↓ そこで当面の間、経過措置を置く（総合事業実施要綱附則第3項）

- 例
- A 併設の指定訪問介護等がない事業者の場合（総合事業実施要綱附則第3項第1号ウ、更新については本則第9条）
 - B 併設の指定訪問介護等の有効期間の末日が H31.5.31 の事業者の場合（総合事業実施要綱附則第3項第1号ア、イ、更新については本則第9条）
 - C 併設の指定訪問介護等の有効期間の末日が H29.3.31 の事業者の場合（総合事業実施要綱附則第3項第1号ウ、更新については附則第3項第2号ア、イ）



○みなし指定事業者の指定更新・平成30年4月1日以降の新規指定事業者の指定の有効期間

原則として、併設の指定訪問介護、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の指定有効期間の末日まで。(総合事業実施要綱附則第3項第2号ア本文、イ本文)

ただし、併設の指定訪問介護、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の指定有効期間の末日が新たな指定有効期間の始期から1年未満(=みなし指定の更新の場合は平成31年3月31日までの間)に到来する事業所については、併設の指定訪問介護、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の指定有効期間の末日の6年後の日までとします。(総合事業実施要綱附則第3項第2号アただし書き、イただし書き)

